

民営化宿泊施設廃止後の区民の保養機会の提供のあり方と コニファーいわびつの売却方法について

コニファーいわびつ（旧すぎなみ自然村）については、杉並区区政経営改革推進計画に基づき、令和7年度末で民営化宿泊施設としての運営を終了し、宿泊施設として民間事業者へ売却することとしている。また、売却後には一定期間の運営継続や区民優待料金の設定等に関して、事業者と協定を締結し、区民の保養機会を提供することとしている。

以上の方針を踏まえ、他自治体の事例や不動産鑑定結果等を参考に、以下の通り民営化宿泊施設廃止後の区民の保養機会の提供及び施設の売却に取り組む。

1 民営化宿泊施設廃止後の区民の保養機会の提供のあり方

コニファーいわびつを整備した経緯や一定の区民ニーズがあること等を踏まえ、以下のとおり、施設廃止後の区民の保養機会の提供を行う。

- 民間事業者へコニファーいわびつを売却した後も、当該施設を利用した区民を対象に、宿泊費の一部を補助する。
- 上記の補助金の申請受付・集計業務等については、コニファーいわびつを購入した事業者へ委託して実施する。
- 区民等に対する施設利用や補助制度の周知については、購入した事業者との協定等に基づき、区と事業者が実施する。
- 保養機会の提供事業は、事業者による運営が開始される令和8年度から5年間実施することとし、継続の有無については、利用実態等を踏まえて検証する。

2 コニファーいわびつの売却方法等

	項目	内容
ア	契約方法	一般競争入札
イ	最低売却予定価格	杉並区財産価格審議会で決定 ※鑑定評価額は2,690万円
ウ	入札参加資格	旅館業法上の許可を受けている個人又は法人で旅館業を5年以上継続した実績を有すること
エ	売却条件 ※令和8年度からの5年間	・区との間で、区民の利用等のルールを定める協定を締結すること ・区との間で、保養機会の提供事業に関する委託契約を締結すること ・宿泊事業を継続し、第三者への譲渡等を禁止すること

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年 3月 財産価格審議会で最低売却予定価格の決定
- 4月 入札公告
- 6月 開札・決定・協定書の調整等（～令和8年3月）
- 令和8年 4月 新規事業者による運営